

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略				別表第1（第2条関係） 第1表 略			
第2表 手数料の部				第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～550 略				1～550 略			
551 法第85条第6項の仮設興行場等建築許可申請手数料	略			551 法第85条第5項の仮設興行場等建築許可申請手数料		1件	12万円
551の2 法第85条第7項の仮設興行場等建築許可申請手数料	略			551の2 法第85条第6項の仮設興行場等建築許可申請手数料		1件	16万円
552～561の2 略				552～561の2 略			
561の3 法第87条の3第6項の興行場等使用	略			561の3 法第87条の3第5項の興行場等使用		1件	12万円

許可申請手数料			
561の4 法 第87条の3 第7項の特 別興行場等 使用許可申 請手数料	略		
562～584 略			
584の2 長 期優良住宅 建築等計画 認定申請手 数料（新築 の場合に限 る。）	住宅の品質確保の促進 等に関する法律（平成 11年法律第81号）第6 条の2第3項に規定す る確認書（584の3の 項において「確認書」 という。）又は住宅性 能評価書（以下この項 及び584の4の項から 584の6の項までにお いて「確認書等」とい う。）の交付を受けた 住宅 略 略		
584の3 略			
584の4 長 期優良住宅 建築等計画 変更認定申 請手数料	略		
584の5 長 期優良住宅 維持保全計 画認定申請	確認書等の交付を受け た住宅 区分所有住宅以外の 住宅	1件	17,000円

許可申請手 数料			
561の4 法 第87条の3 第6項の特 別興行場等 使用許可申 請手数料		1件	16万円
562～584 略			
584の2 長 期優良住宅 建築等計画 認定申請手 数料（新築 の場合に限 る。）	住宅の品質確保の促進 等に関する法律（平成 11年法律第81号）第6 条の2第3項に規定す る確認書（584の3の 項において「確認書」 という。）又は住宅性 能評価書（以下この項 及び584の4の項にお いて「確認書等」とい う。）の交付を受けた 住宅 略 略		
584の3 略			
584の4 長 期優良住宅 建築等計画 変更認定申 請手数料	略		

手数料

区分所有住宅

1件

認定申請1件につき、
当該認定申請に係る
次に掲げる住戸の数
に応じて定める額に
当該住戸の数を乗じ
て得た額

5以下 8,000円

6以上10以下

7,000円

11以上50以下

4,000円

51以上200以下

3,000円

201以上 2,000

円

確認書等の交付を受け
た住宅以外の住宅

区分所有住宅以外の
住宅

床面積の合計

100平方メートル以下

1件

67,000円

100平方メートルを超え200平方メートル以下

1件

76,000円

200平方メートルを超える場合

1件

103,000円

区分所有住宅

1件

認定申請1件につき、
当該認定申請に係る
次に掲げる住戸の数
に応じて定める額に
当該住戸の数を乗じ
て得た額

5以下 36,000円

6以上10以下 3

			<p>万円 11以上25以下 22,000円 26以上50以下 2 万円 51以上100以下 17,000円 101以上200以下 16,000円 201以上300以下 15,000円 301以上 14,000 円</p>		
584の6 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	<p>譲受人の決定のみの場合 その他の場合</p> <p>変更後の計画に係る 確認書等の交付を受 けた住宅又は長期優 良住宅の普及の促進 に関する法律第6条 第1項第1号に掲げ る基準の変更を要し ない住宅 その他の住宅</p>	<p>1件</p> <p>1件</p> <p>1件</p>	<p>400円</p> <p>1,000円</p> <p>584の5の項の区分 の欄の区分に応じ、 それぞれ当該手数料 の額に2分の1を乗 じて得た額</p>		
584の7 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容	略			584の5 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容	略

積率に関する特例許可申請手数料
584の8～598 略

備考
略

積率に関する特例許可申請手数料
584の6～598 略

備考
略

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第1 第2表 手数料の部551の項、551の2の項、561の3の項及び561の4の項の改正規定は、公布の日から施行する。

第4号

香川県税条例の一部を改正する条例議案

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(徴収金の納付又は納入)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 納税者又は特別徴収義務者は、その納付し、又は納入すべき徴収金を指定納付受託者又は<u>機構指定納付受託者</u>に委託して納付し、又は納入することができる。</p> <p>(県税に関する過料)</p> <p>第25条 正当な事由がなくて、次の各号のいずれかに該当する場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 納税義務者又は特別徴収義務者が法第72条の55第1項若しくは第3項、第74条の10第1項から第3項まで若しくは第160条第1項の規定又は前条（鉦区税に係るものを除く。）、第44条、<u>第47条（第3項を除く。）</u>、第90条若しくは第94条の規定により申告又は報告すべき事項について申告又は報告をしなかったとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)</p> <p>第47条 不動産を取得した者は、その不動産の取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書をもその不動産の所在地の市町長を経由して、知事に提出しなければならない。<u>ただし、法第73条の18第1項ただし書の場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(徴収金の納付又は納入)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 納税者又は特別徴収義務者は、その納付し、又は納入すべき徴収金を指定納付受託者に委託して納付し、又は納入することができる。</p> <p>(県税に関する過料)</p> <p>第25条 正当な事由がなくて、次の各号のいずれかに該当する場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 納税義務者又は特別徴収義務者が法第72条の55第1項若しくは第3項、第74条の10第1項から第3項まで若しくは第160条第1項の規定又は前条（鉦区税に係るものを除く。）、第44条、<u>第47条第1項若しくは第3項</u>、第90条若しくは第94条の規定により申告又は報告すべき事項について申告又は報告をしなかったとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)</p> <p>第47条 不動産を取得した者は、その不動産の取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書をもその不動産の所在地の市町長を経由して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 不動産を取得した者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) その不動産が土地である場合には、土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>(3) その不動産が家屋である場合には、家屋の所在、家屋番号、種類、</p>

2 知事は、前項ただし書の場合においても、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、同項に規定する申告書を提出させることができる。

3 法第73条の4から第73条の7まで及び附則第10条の規定に該当する者は、前2項の規定によって提出すべき申告書にその不動産の取得に対し不動産取得税を課されないことを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。

4 略

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第48条 市町村長は、法第73条の18第4項の規定によって不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合においては、規則で定める様式によって、その不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後においてその不動産について増築、改築、損かい、地目の変換その他特別の事情による変化並びにその他その不動産の価格の決定について参考となるべき事項をあわせて知事に通知するものとする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告)

第50条 法第73条の25第1項に規定する法第73条の24第1項第1号、第2項第1号又は第3項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項第1号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあつてはその土地を取得した日から2年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築されることを、同条第2項第1号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあつてはその土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得することを、同条第3項第1号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあつてはその土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得(法第73条の27の2第1項の規定に該当するものに限る。第52条第1項において同じ。)をすることを、法第73条の24第3項第2号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあつてはその土地を取得した日前1年の期間内にその土地の上にある耐震基準不適合

構造及び床面積

(4) 不動産を取得した年月日及びその取得の原因

2 法第73条の4から第73条の7まで及び附則第10条の規定に該当する者は、前項の規定によって提出すべき申告書にその不動産の取得に対し不動産取得税を課されないことを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。

3 略

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第48条 市町村長は、法第73条の18第3項の規定によって不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合においては、規則で定める様式によって、その不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後においてその不動産について増築、改築、損かい、地目の変換その他特別の事情による変化並びにその他その不動産の価格の決定について参考となるべき事項をあわせて知事に通知するものとする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告)

第50条 法第73条の25第1項に規定する法第73条の24第1項第1号、第2項第1号又は第3項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項第1号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあつてはその土地を取得した日から2年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築されることを、同条第2項第1号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあつてはその土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得することを、同条第3項第1号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあつてはその土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得(法第73条の27の2第1項の規定に該当するものに限る。第52条第1項において同じ。)をすることを、法第73条の24第3項第2号の規定の適用があるべき旨の申告をする場合にあつてはその土地を取得した日前1年の期間内にその土地の上にある耐震基準不適合

既存住宅を取得していたこと及び当該耐震基準不適合既存住宅の取得が同日後に法第73条の27の2第1項の規定に該当することとなることを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、当該土地に係る不動産取得税の納期限前5日までに、これを知事に提出してしなければならない。

(1)～(7) 略

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の3 法第73条の27の2第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき施行規則第7条の7に定めるところにより証明を受けること、及び当該住宅をその者の居住の用に供することを証明するに足る書類を添付して、当該住宅に係る不動産取得税の納期限前5日までに、これを知事に提出してしなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の6 法第73条の27の3第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該不動産を取得した日から1年以内に被収用不動産等となるべき不動産について収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けること、及び当該不動産が被収用不動産等となるべき不動産に代わるものであることを証明するに足る書類を添付して、当該不動産に係る不動産取得税の納期限前5日までに、これを知事に提出してしなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の9 法第73条の27の4第2項に規定する同条第1項の規定の適用が

既存住宅を取得していたこと及び当該耐震基準不適合既存住宅の取得が同日後に法第73条の27の2第1項の規定に該当することとなることを証明するに足る書類その他知事において必要があると認める書類を添付して、第47条第1項の規定によりその土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(7) 略

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の3 法第73条の27の2第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき施行規則第7条の7に定めるところにより証明を受けること、及び当該住宅をその者の居住の用に供することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の6 法第73条の27の3第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該不動産を取得した日から1年以内に被収用不動産等となるべき不動産について収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けること、及び当該不動産が被収用不動産等となるべき不動産に代わるものであることを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の9 法第73条の27の4第2項に規定する同条第1項の規定の適用が

あるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該譲渡担保財産を当該譲渡担保財産の設定の日から2年以内に当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定者に移転することを証明するに足る書類を添付して、当該不動産に係る不動産取得税の納期限前5日までに、これを知事に提出してしなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)
第52条の12 法第73条の27の5第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、建築施設の部分の取得にあつては建築工事の完了の公告の日の翌日に譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得することを、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得することを証明するに足る書類を添付して、当該不動産に係る不動産取得税の納期限前5日までに、これを知事に提出してしなければならない。

(1)～(8) 略

2 略

(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)
第52条の15 法第73条の27の6第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地をその取得した日から5年以内（当該土地が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、同日から同項に規定する1年を経過する日まで）に農業経営基盤強化促進法第7条第1号に掲げる事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は同条第3号に掲げる事業の実施により現物出資することを証明するに足る書類を添付して、当該土地に係る不動産取得税の納期限前5日までに、これを知事に提出してしなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

あるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該譲渡担保財産を当該譲渡担保財産の設定の日から2年以内に当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定者に移転することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)
第52条の12 法第73条の27の5第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、建築施設の部分の取得にあつては建築工事の完了の公告の日の翌日に譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得することを、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(8) 略

2 略

(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)
第52条の15 法第73条の27の6第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地をその取得した日から5年以内（当該土地が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、同日から同項に規定する1年を経過する日まで）に農業経営基盤強化促進法第7条第1号に掲げる事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は同条第3号に掲げる事業の実施により現物出資することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の18 法第73条の27の7第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該換地をその取得した日から2年以内に譲渡することを証明するに足る書類を添付して、当該換地に係る不動産取得税の納期限前5日までに、これを知事に提出してしなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の21 法附則第11条の4第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該施設が助成金の支給を受けて取得した施設であること及び当該施設を取得した日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供することを証明するに足る書類を添付して、当該施設に係る不動産取得税の納期限前5日までに、これを知事に提出してしなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の24 法附則第11条の4第5項に規定する同条第4項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に改修工事を行った後、当該改修工事を行った住宅性能向上改修住宅を個人に対し譲渡すること及び当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供することを証明するに足る書類を添付して、当該住宅に係る不動産取得税の納期限前5日までに、これを知事に提出してしなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の18 法第73条の27の7第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該換地をその取得した日から2年以内に譲渡することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該換地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の21 法附則第11条の4第2項に規定する同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該施設が助成金の支給を受けて取得した施設であること及び当該施設を取得した日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該施設の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の24 法附則第11条の4第5項に規定する同条第4項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に改修工事を行った後、当該改修工事を行った住宅性能向上改修住宅を個人に対し譲渡すること及び当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の27 法附則第11条の4第7項に規定する同条第6項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に改修工事を行った後、特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡すること及び当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供することを証明するに足る書類を添付して、当該土地に係る不動産取得税の納期限前5日までに、これを知事に提出してしなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

附 則

51 法附則第41条第7項の規定に該当する者に対する第47条第3項の規定の適用については、同項中「法第73条の4から第73条の7まで及び附則第10条の規定」とあるのは「法第73条の4から第73条の7まで並びに附則第10条及び第41条第7項の規定」とする。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の香川県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の27 法附則第11条の4第7項に規定する同条第6項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に改修工事を行った後、特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡すること及び当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

附 則

51 法附則第41条第7項の規定に該当する者に対する第47条第2項の規定の適用については、同項中「法第73条の4から第73条の7まで及び附則第10条の規定」とあるのは「法第73条の4から第73条の7まで並びに附則第10条並びに第41条第7項の規定」とする。

第5号

香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例議案

香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例（平成27年香川県条例第38号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第2条 法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項の地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日）に限る。次条において「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人）にあつては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者5人（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者にあつては1人とし、規則で定める場合にあつては規則で定める人数とする。）以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。）に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の</p>	<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第2条 法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項の地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日）に限る。次条において「公示日」という。）から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人）にあつては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者5人（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者にあつては2人とし、規則で定める場合にあつては規則で定める人数とする。）以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。）に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額</p>

所得又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合計額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。

(1)～(3) 略

2 略

(不動産取得税の課税免除又は不均一課税)

第3条 公示日から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者（その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者5人（中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者にあつては1人とし、規則で定める場合にあつては規則で定める人数とする。）以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。）に係る当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税については、当該認定事業者が法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者である場合にあつては課税を免除し、当該認定事業者が同項第2号に掲げる事業を実施する者である場合にあつてはその税率は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第45条及び附則第31項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率にそれぞれ10分の1を乗じて得た率とする。

(申請書の提出)

第4条 略

のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合計額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。

(1)～(3) 略

2 略

(不動産取得税の課税免除又は不均一課税)

第3条 公示日から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者（その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者5人（中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者にあつては2人とし、規則で定める場合にあつては規則で定める人数とする。）以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。）に係る当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税については、当該認定事業者が法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者である場合にあつては課税を免除し、当該認定事業者が同項第2号に掲げる事業を実施する者である場合にあつてはその税率は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第45条及び附則第31項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率にそれぞれ10分の1を乗じて得た率とする。

(申請書の提出)

第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、地方税法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の55（同法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）又は香川県税条例第47条第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

附 則

(この条例の失効)

- 4 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(この条例の失効)

- 4 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項及び第3条の規定は、令和4年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 改正後の第2条第1項の規定は、令和4年4月1日以後に新設し、又は増設した特別償却設備に係る事業税について適用し、同日前に新設し、又は増設した特別償却設備に係る事業税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第3条の規定は、令和4年4月1日以後に新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（土地の取得の日が同月1日以前である場合を含む。）に対して課する不動産取得税について適用し、同日前に新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 4 改正前の第2条第1項に規定する中小連結法人については、改正後の第2条第1項に規定する中小通算法人とみなして、同項の規定を適用する。
- 5 令和4年4月1日以後に改正後の第2条第1項に規定する特定業務施設整備計画の認定を受けた者で同条又は改正後の第3条の規定の適用を受けようとするもののうち、改正後の第4条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から起算して1月を経過する日までに到来することとなるものについての同条の規定の適用については、同条中「地方税法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の55（同法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）又は香川県税条例第47条第1項の規定による申告の期限」とあるのは、「香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第 号）の施行の日から起算して1月を経過する日」とする。

香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
第1款 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準					第1款 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準				
第23条 略					第23条 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第3項の規定により、県の区域に属する公共用水域に排出される排出水の汚染状態についての同条第1項の排水基準より厳しい許容限度を定める排水基準は、別表のとおりとする。				
別表（第23条関係）					別表（第23条関係）				
項目		生物化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		略	
		最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均		
特定事業場の区分		昭和50年1月1日前		昭和50年1月1日前		昭和50年1月1日前		昭和50年1月1日前	
略		下水道		略		下水道		略	
略		整備地		下水道		略		略	

に設置されている特定事業場（同日前から設置の工事がなされているものを含む。）	域に所在するもの	終末処理施設を設置するもの																
		指定地域特定施設を設置するもの	40	30	40	30	80	60										
		みなし指定地域特定施設を設置するもの	略															
		略																

昭和50年1月1日以後に設置される特定事業場	下水道整備地域以外の地域に設置するもの	略																	
		下水道終末処理施設を設置するもの	略																
		指定地域特定施設を設置するもの	30	20	30	20	60	50											
		みなし指定地域特定施設を設置するもの	略																
		略																	
略																			

備考

1～20 略

21 略

22 「指定地域特定施設を設置するもの」とは、水質汚濁防止法第2条第3項に規定する施設を設置する工場又は事業場をいう。

23 略

に設置されている特定事業場（同日前から設置の工事がなされているものを含む。）	域に所在するもの	終末処理施設を設置するもの																
		みなし指定地域特定施設を設置するもの	40	30	40	30	80	60										
		略																
		略																

昭和50年1月1日以後に設置される特定事業場	下水道整備地域以外の地域に設置するもの	略																	
		下水道終末処理施設を設置するもの	略																
		みなし指定地域特定施設を設置するもの	30	20	30	20	60	50											
		略																	
		略																	
略																			

備考

1～20 略

21 略

22 「みなし指定地域特定施設を設置するもの」とは、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の2に規

24～27 略

28 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域に排出される排水については、適用しない。ただし、し尿処理施設を設置するもの、下水道終末処理施設を設置するもの、指定地域特定施設を設置するもの又はみなし指定地域特定施設を設置するもののみに該当する工場又は事業場から排出される排水については、この限りでない。

29 この表の特定事業場の区分欄に掲げる特定事業場に該当する工場又は事業場が同時に他の特定事業場に該当する場合において、それらの特定事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらの排水基準（し尿処理施設を設置するもの、指定地域特定施設を設置するもの及びみなし指定地域特定施設を設置するものに係る排水基準を除く。）のうち最大の許容限度のものを適用する。

30・31 略

32 令別表第1の改正により新たに特定事業場となった工場又は事業場に関するこの表の適用については、同表備考以外の部分中「昭和50年1月1日前」とあるのは「当該工場又は事業場が水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」という。）別表第1の改正により新たに特定事業場となった日前」と、「昭和50年1月1日以後」とあるのは「当該工場又は事業場が令別表第1の改正により新たに特定事業場となった日以後」と、同表備考3中「水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」という。）」とあるのは「令」と、同表備考31中「昭和50年1月1日前」とあるのは「当該工場又は事業場が令別表第1の改正により新たに特定事業場となった日前」とする。

33 旅館業に係る特定事業場（令別表第1第66号の3に掲げる施設のいずれかを設置する事業場をいう。）に関するこの表の適用については、同表備考以外の部分中「昭和50年1月1日前」とあるのは「平成21年10月1日前」と、「昭和50年1月1日以後」とあるのは「平成21年10月1日以後」と、同表備考31中「昭和50年1月1日前」とあるのは「平成21年10月1日前」とす

定する施設を設置する工場又は事業場をいう。

23～26 略

27 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域に排出される排水については、適用しない。ただし、し尿処理施設を設置するもの、下水道終末処理施設を設置するもの又はみなし指定地域特定施設を設置するもの~~のみに~~に該当する工場又は事業場から排出される排水については、この限りでない。

28 この表の特定事業場の区分欄に掲げる特定事業場に該当する工場又は事業場が同時に他の特定事業場に該当する場合において、それらの特定事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらの排水基準（し尿処理施設を設置するものに係る排水基準及びみなし指定地域特定施設を設置するものに係る排水基準を除く。）のうち最大の許容限度のものを適用する。

29・30 略

31 令別表第1の改正により新たに特定事業場となった工場又は事業場に関するこの表の適用については、同表備考以外の部分中「昭和50年1月1日前」とあるのは「当該工場又は事業場が水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」という。）別表第1の改正により新たに特定事業場となった日前」と、「昭和50年1月1日以後」とあるのは「当該工場又は事業場が令別表第1の改正により新たに特定事業場となった日以後」と、同表備考3中「水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」という。）」とあるのは「令」と、同表備考30中「昭和50年1月1日前」とあるのは「当該工場又は事業場が令別表第1の改正により新たに特定事業場となった日前」とする。

32 旅館業に係る特定事業場（令別表第1第66号の3に掲げる施設のいずれかを設置する事業場をいう。）に関するこの表の適用については、同表備考以外の部分中「昭和50年1月1日前」とあるのは「平成21年10月1日前」と、「昭和50年1月1日以後」とあるのは「平成21年10月1日以後」と、同表備考30中「昭和50年1月1日前」とあるのは「平成21年10月1日前」とす

る。

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和49年香川県条例第41号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(掲載の申請等)</p> <p>第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文（<u>電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）に記録したものを含む。以下同じ。）</u>を添え、委員会の指定する日時までに、委員会に文書で申請しなければならない。</p> <p>2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする事項等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を<u>記載し、又は記録して</u>はならない。</p>	<p style="text-align: center;">(掲載の申請等)</p> <p>第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を添え、委員会の指定する日時までに、委員会に文書で申請しなければならない。</p> <p>2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする事項等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を<u>記載して</u>はならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第8号

香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(自動車の使用における公費の支払)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなった場合には、同条第5項の規定による告示の日。第12条第1項において同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつ</p>	<p>(自動車の使用における公費の支払)</p> <p>第4条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなった場合には、同条第5項の規定による告示の日。第12条第1項において同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつ</p>

き、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

(ビラの作成における公費の支払)

第8条 略

- (1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円73銭
- (2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 386,500円と5円18銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

(ポスターの作成における公費の支払)

第11条 略

き、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

(ビラの作成における公費の支払)

第8条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円51銭
- (2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 375,500円と5円2銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

(ポスターの作成における公費の支払)

第11条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区等(香川県議会の議員の選挙の当該選挙区若しくは当該選挙が行われる区域又は香川県知事の選挙の当該選挙が行われる区域をいう。以下同じ。))におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に

- (1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）
- (2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に586,905円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 525円6銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）
- (2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額に573,030円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例議案

香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第8条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして知事が定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、6月以上）で退職した職員（<u>第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。</u>）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項の規定を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他知事が定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第8条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして知事が定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、6月以上）で退職した職員（<u>第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。</u>）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項の規定を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他知事が定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>

3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員（第7項又は第9項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4 略

5 第1項及び第3項の規定による退職手当の支給に係る退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他知事が定めるものを除く。）を開始した退職した職員その他これに準ずるものとして知事が定める者が、知事が定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び前項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び前項の規定による期間に算入しない。

6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1)・(2) 略

7 勤続期間6月以上で退職した職員（第9項の規定に該当する者を除く。）

3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員（第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他知事が定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、知事にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」とする。

5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1)・(2) 略

6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）

であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

8～10 略

11 略

12 第1項、第3項及び第6項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7～9 略

10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

(1) 略

(2) その者が、次のいずれかに該当する場合

ア 略

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

(3)・(4) 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

13 略

14 第12項第3号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第12項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

15 第12項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第12項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1)・(2) 略

16 第12項の規定は、第6項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第6項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第8項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第8項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第12項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

17 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項、第6項から第12項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の規定の例による。

18 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第13条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第10条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第8条第3項、第7項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第15条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額

(6) 略

12 略

13 第11項第3号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1)・(2) 略

15 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項、第5項から第11項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の規定の例による。

17 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第13条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第10条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第8条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第15条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額

(次条及び第15条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1)～(3) 略

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第8条第1項、第6項又は第8項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合(受けることができる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3～6 略

附 則

31 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第8条第11項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

(次条及び第15条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1)～(3) 略

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第8条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合(受けることができる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3～6 略

附 則

31 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第8条第10項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

まで	まで及び附則第5条
イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの	イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として知事が定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安

		定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが相当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）
--	--	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第11項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条第5項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した退職した職員その他これに準ずるものとして同項の知事が定める者に該当するに至った者について適用する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案

職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次の<u>いずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ア <u>その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次の<u>いずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ア <u>次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(ア) <u>その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(イ) <u>勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ウ <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている</u></p>

2 前項第3号の規定にかかわらず、同号に掲げる職員は、次に掲げる場合には、法第2条第1項の条例で定める職員に含まれないものとする。

(1) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている場合であって、当該子について、第2条の3第3号に掲げる場合に該当して、当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

(2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

（法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 略

(1)・(2) 略

非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 略

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている当該非常勤職員が第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときにあつてはア及びイに掲げる場合に該当するとき、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつてはイに掲げる場合に該当するとき）

当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 略

ウ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲

務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
 エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するとき(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている当該非常勤職員が第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときにあつては第1号及び第2号に該当するとき、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあっては第2号に該当するとき)とする。

(1)・(2) 略

(3) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

(最初の育児休業が既にした育児休業から除かれる期間)

第2条の5 法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで(出産予定日

(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 略

(1)～(4) 略

(5)・(6) 略

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）とする。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）とする。

(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) 略

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6)・(7) 略

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 略

第11号

香川県歯と口腔の健康づくり基本計画の変更について

香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）第3条の規定により、別添のとおり香川県歯と口腔の健康づくり基本計画を変更することについて、議会の議決を求める。

和解による損害賠償の額の決定について

県立中央病院の医療事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び香川県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年香川県条例第48号）第9条第2号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

記

1 損害賠償額

損害賠償額	備 考
37,000,000 円	全額病院賠償責任保険で支払予定

2 事故の概要

(1) 発生年月

平成29年 5月

(2) 発生場所

高松市朝日町一丁目2番1号 県立中央病院

(3) 相手方

A（患者）並びにB、C、D及びE（患者の家族）

(4) 発生の概要

県立中央病院において、交通事故による外傷で救急搬送された患者に対し、第5胸椎破裂骨折による後側方脊椎固定術を施行した際に、スクリュウが脊柱管内に逸脱し脊髄を圧迫したことにより、脊柱の変形障害及び胸腰椎部の運動障害が生じたほか、常時左半身のしびれ、感覚異常、知覚低下等の症状が後遺障害として残存した。

第13号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、令和4年6月2日次のとおり専決処分したことを報告し、その承認を求める。

記

異議の申出及び審査請求について

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成14年香川県条例第2号）第21条第2項の規定に基づくみどりの保全に関する協定書により、県が質権を設定している財産について、日本年金機構高松西年金事務所（以下「機構」という。）が差押えをして、質権設定後に法定納期限が到来した滞納額を含めて徴収し残余を供託しようとする換価処分は、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第15条第1項（法定納期限等以前に設定された質権の優先）に反しており、機構は質権設定前に法定納期限の到来した滞納額を徴収し、残余を県の還付請求権1位として供託するべきである。

このため、機構から令和4年5月27日付け高西年発第4号で通知のあった配当計算書について、国税徴収法第133条第2項により機構の処分者に対し異議の申出を行うとともに、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第91条第1項により社会保険審査会へ審査請求を行い、配当計算書の更正を求めるものである。